

時間貸し駐車場約款

当時間貸し駐車場をご利用いただく前に、ご利用者は必ず下記の事項をお読みください。
下記項目に反するものに関しては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

1. 短期駐車 of 駐車スペースの提供

当駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするところであり、車両をお預かりするものではありません。

2. 免責

当駐車場内における車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。駐車場利用者が駐車場の他の利用者もしくはその他人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属物もしくは積載物に起因して被った損害、その他駐車場で発生した原因に起因して被った損害については一切の責任を負いません。なお、駐車場利用者同士のトラブルは双方にて解決のほどよろしく願いいたします。

当社は天災地変、自然災害、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害については、責任を負いません。工事等で入出庫に制限がある場合があります。

3. 駐車時間

当駐車場の利用時間は最大48時間です。これを超える場合は事前にお客様センターにご連絡ください。事前のご連絡なく48時間超えた駐車については不正駐車として処置いたします。

4. 駐車することができる車両

駐車場内に駐車できる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。また、当規約を無視し駐車された場合、お客様の車両に万一損傷が発生しても当方は一切の責任を負いかねます。

(1) 平地に設置する駐車の場合駐車車両基準

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m 以下	1.9m 以下	3.8m 以下	15 cm以上	2.5 t 以下

(2) 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。

1. 最低地上高が25cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両
2. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両
3. エアロパーツ装着車等ロック板との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。
4. 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
5. 自動車登録番号に覆いがされ、または取り外されている車等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。
6. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
7. 仮登録中の車等車体の特定が困難な車両。
8. 付属装着物があり、接触により駐車場設備もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させるおそれがある車両。
9. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両で、駐車場設備または機器に損傷を発生させるおそれがある車両。
10. 危険物、有害汚染物質その他安全もしくは衛生を害するおそれがある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(3) 上記規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物を含めて判断するものとします。

(4) 自動二輪車、原付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。但し、駐車場に、特に駐車できる旨の掲示がされている場合は駐車することができます。

5. 駐車料金及び精算方法等

- (1) 当駐車場の利用者は駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2) 車両番号をご確認の上、ご精算下さい。その際に間違えた車室番号でご精算された場合の責任は一切負いかねます。その場合は再度正しい車室番号で料金をご精算下さい。
- (3) 出庫時はロック板がさがった事を確認の上、3分以内に出庫してください。3分以上経過しますと再びロック板が上昇します。その場合あらためて駐車料金をお支払い頂きます。

- (4) 機械等のトラブルが発生した場合は無理に出庫しようとせず、速やかに緊急連絡先へご連絡ください。万一、お客様の判断により、無理に出庫された事が原因で車が破損されても、当社は一切の責任を負いかねます。
- (5) 10円硬貨、50円硬貨、2,000円札、5,000円札、10,000円札は使えません。その際に発生した原因に起因して被った損害については一切の責任を負いかねます。
- (6) 料金精算時におけるサービス（携帯電話を使った料金精算・ポイントの付与・法人カードでの精算）については以下の理由等にご利用できない場合がございます。その際に発生した原因に起因して被った損害については一切の責任を負いかねます。
 - ①システムトラブル等何らかの事由によりサービスが提供できない場合
 - ②電気通信事業者からの役務が提供されない場合
 - ③火災又は停電等が発生し、サービスが提供できない場合
 - ④携帯電話を使った料金精算及び法人カード使用時にトラブルが発生した場合で、トラブル復旧対応において利用者の会員確認ができない場合
 - ⑤その他、運営会社が必要と判断したとき

6. 利用方法

- (1) 駐車枠を守り、正しい位置に駐車願います。
- (2) 場内は自動車の駐車以外の用途に使用してはいけません。
- (3) 入庫前にロック板が上がっている場合は、故障中ですので入庫しないでください。その際は駐車料金や車両の破損等につきましては、一切の責任を負いかねます。
- (4) 当方にてカラーコーン・テープ等にて封鎖している車室には、トラブルの原因になりますので駐車しないでください。その際に生じた車両の破損等につきましては一切の責任を負いかねます。

7. 不正駐車

不正な入出庫及び駐車をした場合、又は上記各号に違反する場合は警察に通報の上、車両を他の場所へレッカー移動もしくはチェーン等で施錠させていただきます。その場合の諸経費と正規駐車料金の他に違約金として10万円を請求させていただきます。または、違約金及び損害賠償につきましては車両の所有者、または使用者（占有者）に請求させていただきますのでご了承ください。

8. 放置車両

- (1) 当社は、本規定に定める駐車制限時間を超えて駐車場内に残置された車両を車両の所有者、利用者等の同意を得ないで、他の場所へ移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。
- (2) 当社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は当社の過失なくして利用者及び所有者等が確知することができない場合であって、利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知又は駐車場において掲示して予告した上で、第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとします。
- (3) 当社は、車両の移動、処分もしくは廃棄の結果車両の所有者、利用者等が被った損害について一切責任を負わないものとします。但し、車両を駐車したものが予め駐車場の管理者に連絡し、制限時間内に車両を移動できない理由を説明し、管理者がその理由を正当と認めたときは、管理者が認めた駐車時間内に限り上記規定を適用しないものとします。

9. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。